

大通達甲（交指）第3号
大通達甲（交企）第5号
令和8年6月3日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

交通部各課・隊長
各警察署長 殿

交通部 長

適正な交通指導取締りの確保のための取組の強化について（通達）

先般、神奈川県警察第二交通機動隊所属の警察官が、交通指導取締りについて、実際に現認した状況と異なる状況を記載した交通反則切符を作成し、行使した虚偽有印公文書作成・同行使事案、及び同隊所属の警察官が、交通指導取締りについて、現場臨場していないにもかかわらず、あたかも実施したかのように装うなどし、実況見分調書を作成し、行使した虚偽有印公文書作成・同行使事案が発生した。これらの事案については、組織による適切な業務管理や指導がなされることがないまま、不適正な取締り及び書類作成が長期間にわたり組織内で看過された後、交通反則切符の交付を受けた者からの相談を端緒として発覚したものである。

このような不適正事案が一たび発生すれば、交通指導取締りに対する県民の信頼は大きく失墜し、ひいては交通警察活動全般に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

各所属にあっては、これら事案の発生を踏まえて下記の取組を強力に推進し、同種事案の絶無に努められたい。

記

1 交通指導官等の指定

交通部交通指導課に交通の指導及び取締りに関することを職務とする者として交通指導官を指定しているが、適正な交通違反取締りをより一層確保するため、交通指導官及び交通指導課企画・指導係（以下「交通指導官等」という。）が引き続き交通部各隊・各警察署（以下「警察署等」という。）に対する指導教養を行うものとする。

2 適正な業務管理

交通部各隊長、各警察署長は、交通指導官等と連携の上、「交通指導取締りの管理の徹底について」（令和7年5月8日付け大示達甲（交指）第24号ほか）に示す交通事故抑止に資する取締りを適正に管理すること。

また、交通指導官等は警察署等に対し、適宜巡回指導・教養を行い、適正な交通取締りのための基本意識・遵守事項及び適正な捜査書類の作成要領について指導すること。

3 相談窓口の設置

交通部交通企画課企画係に、責任者を交通部企画官とする交通指導取締りに関する相談・意見等及び不適正事案の端緒情報等（以下「相談等」という。）についての相談窓口を設置する。

交通取締りに従事する警察官等は前記相談窓口に対し、必要に応じて相談等の申し入れを行い、申し入れを受けた相談窓口の担当者は相談・意見等については自ら回答を行うほ

か、必要に応じて照会先等を教示すること。

また、不適正事案の端緒情報を入手した場合は、交通指導官等と連携して適切に対応すること。

4 交通指導取締りに対する県民からの苦情・相談への適切な対応

交通指導取締りに対する県民からの苦情・相談については、「苦情・相談の申出に対する適切な対応の徹底について」（令和7年10月10日付け大通達甲（監察）第4号ほか）及び「警察安全相談等の取扱いに関する訓令の運用について」（令和8年2月6日付け大通達甲（広報）第1号ほか）に基づき適切に対応すること。

その際、苦情・相談が集中する地域、組織、個人等に着目するなど、不適正事案の可能性がないかについても留意すること。

5 職場環境の整備

警察署等は、定期的に隊・課内の相勤者交替等を行うことで、人間関係が過度に閉鎖的にならない職場環境の整備に努めること。

6 交通指導取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入

(1) 警察車両のドライブレコーダー映像の組織的管理

いわゆる否認事件等における警察車両のドライブレコーダー映像については、「捜査資料の組織的な管理について」（令和7年8月18日付け大通達甲（刑企）第22号ほか）に示すとおり組織的な管理を行うこと。

また、当該事案等の発生時には幹部が映像を視聴するなどして交通違反取締りの適正性を確認し、必要に応じて是正すること。

(2) 違反車両のドライブレコーダー映像の確認

交通違反取締りの際に、違反者から違反車両のドライブレコーダー映像の確認を求められた場合は、特段の事情がない限り、映像を確認すること。

（交通指導課企画・指導係）

（交通企画課企画係）